

近畿支部 旅費及び交通費支給に関するルール

役員、委員及び事務局職員の会議に際する出張費用は、このルールの定めるところにより支給する。

ただし、本ルールで定められている事項以外は、「旅費及び交通費支給規則」の定めるところとする。

なお、片道距離については勤務地の最寄り駅より計算することとする。

(旅 費)

旅費は、出張の片道距離が 100km 以上の場合に下記表により支給する。

用役職名	乗車賃種別	宿泊料	日当
会長、会長就任予定者	運賃、特急料金 グリーン料金	13,100 円	2,600 円
上記以外の役員、委員 7～10 級職員	運賃、特急料金	13,100 円	2,600 円
3～6 級職員	運賃、特急料金	10,900 円	2,200 円
1～2 級職員	運賃、特急料金	8,700 円	1,700 円

【注】

- (1) 特急料金は、通常期料金とする。
- (2) 乗車賃は 500 円単位で切り上げ支給する。

(交通費)

交通費は、出張の片道距離が 100km 未満の場合に支給する。

実費額が 1,000 円以下の場合には 1,000 円支給し、それ以上については 500 円単位で切り上げ支給する。

(事務局職員交通費)

交通費は、出張の片道距離が 100km 未満の場合、実費額を支給する。

(その他)

企業に勤務する役員、委員には、会社で負担することをお願いする。

以上

附 則

- 1 この近畿支部 旅費及び交通費支給に関するルールは、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成 23 年 3 月 1 日）から施行する。

(平成 23 年 2 月 18 日 幹事会決議 制定)